

令和7年12月

一般社団法人日本旅行業協会各位

京都市建設局自転車政策推進室

市営観光駐車場における観光バスの予約方法の変更及び事前決済の導入について

平素は、京都市建設行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、市営観光駐車場（清水坂・嵐山・銀閣寺）において、下記のとおり、予約方法の変更及び事前決済の導入を予定しています。従来の予約方法とは変更している点がありますので、御注意ください。

また、令和8年春の観光シーズンに京都市清水坂観光駐車場における観光バスの完全予約制を実施します。令和7年秋の観光シーズンとは変更している点（優先予約の実施）がありますので、御注意ください。

市民生活と調和した持続的な京都観光を実現するため、何卒、御理解と御協力のほどよろしくお願いします。

記

1 予約方法の変更及び事前決済の導入について

市営観光駐車場（清水坂・嵐山・銀閣寺）において、令和8年3月23日（月）（予定）の利用分から、観光バス（以下、「バス」という。）を予約する際、予約方法の変更及び事前決済の導入を行います。また、清水坂観光駐車場の完全予約制以外は、予約なしでも御利用いただけます。予約なしの場合、従来どおり、現地にて現金でお支払いください。

※予約は、利用日の3か月前午前10時から当日の午前6時まで、新予約システム（別途、お知らせします。）から行えますが、予約システムの調整のため、3月23日（月）から5月2日（土）までの予約は、2月2日（月）午前10時から開始予定です。

【予約方法等の変更点】

	これまで (3月22日の利用分まで)	変更後 (3月23日の利用分から)
予 約 シス テム	(一財)京都市都市整備公社 HP「KYOTO PARKING NAVI」	新予約システム (別途、お知らせします。)
予約にお ける料金 の支払い	現地決済（現金）	事前決済（クレジットカード決済） ※利用日の7日前に決済されます。 引き落とし後、キャンセルされた場合 でも <u>還付いたしません</u> 。

2 清水坂観光駐車場における完全予約制（2・3時間制）の実施について

バスの利用を完全予約制（2・3時間制）とし、駐車場の入庫待ち車両による五条坂の渋滞防止を図ります。

実施期間：令和8年3月23日（月）から6月26日（金）まで
ただし、4月29日（水・祝）から5月6日（水・祝）までを除く

実施時間：午前8時から午後6時まで

※予約は、利用日の3か月前午前10時から当日の午前6時まで、新予約システム
(別途、お知らせします。)から行えますが、予約システムの調整のため、
3月23日（月）から5月2日（土）までの一般予約は、2月2日（月）午前10時から開始予定です。

【清水坂観光駐車場の完全予約制時は修学旅行等の優先予約を実施】

優先予約：修学旅行等※は、一般予約より7日前の日の午前10時から予約する
ことが可能です。予約時に「修学旅行等であることの証明書（別紙1）」
の添付が必要です。

※修学旅行等とは、以下のいずれかに該当する者となります。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事
- (2) 次に掲げる施設の児童で、当該施設が主催する行事（当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。）
 - ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - ウ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

【完全予約制時の予約方法等の変更点】

	前回（R7秋）	今回（R8春）
予 約 シス テム	(一財)京都市都市整備公社 HP「KYOTO PARKING NAVI」	新予約システム (別途、お知らせします。)
予約にお ける料金 の支払い	現地決済（現金）	事前決済（クレジットカード決済） ※利用日の7日前に決済されます。 ・引き落とし後、キャンセルされた場合でも <u>還付いたしません</u> 。 ・利用日の7日前から当日までに予約された方は即時決済され、 <u>還付いたしません</u> 。
修学旅行 等の 優先予約	なし	一般予約より7日前の日の午前10時から ※予約時に「修学旅行等であることの証明書（別紙1）」の添付が必要
予約の 時間枠	2時間枠、3時間枠、 4時間枠	2時間枠、3時間枠

【完全予約制の運用方法】

【バスの予約をされる方】

- ① 駐車場の予約は設定している2・3時間枠での運用とさせていただきます。
予約の時間枠で7日前に決済され、返金されないので、御利用時間に合った予約をしてください。
- ② 予約の開始時間に遅れて来られた場合、予約枠の時間で駐車場を退場していただきます。
(例) 「10:00～12:00」予約 ⇒ 11:00 来場した場合、12:00 退場
※ 例えば予約枠内で乗客を降車だけさせ、予約枠時間外で乗車させが必要な場合、再度、駐車場に入場し、有料で場内での乗降は可能です（詳細は「③ 予約車限定の乗降場の設置」を参照）。
- ③ 予約車限定の乗降場の設置
- 実施期間中、予約したバスが来場の遅延等により予約枠の時間内だけでは乗車・降車ができない場合、一旦退場いただき、再度入場して有料※で乗降場の利用が可能です。
※ 当日、予約時間枠の利用がない場合、乗降場だけを利用することはできません。
※ 乗車、降車それぞれ一回につき、1,500円予定（予約枠の駐車料金とは別途）
 - 乗降場での、場内の滞留時間は15分までとさせていただきます。
 - 15分を超える滞在となる場合は、退場いただく等の対応を行います。特に、乗車で御利用される場合には、事前に集合状況を確認した上で駐車場に向かっていただくなど、場内の滞留時間を遵守していただくよう、よろしくお願ひいたします。
- ④ 予約枠の時間外に来られた場合、駐車場を御利用できません。
(例) 「10:00～12:00」予約 ⇒ 12:00 以降に来場した場合、駐車場の利用不可

【バスの予約をキャンセルされる方】

- ⑤ バスの予約をキャンセルされる場合、必ず予約日の7日前までに、新予約システム（別途、お知らせします。）から行っていただきますようお願いします。
※利用日の7日前に決済されます。引き落とし後、キャンセルされた場合でも還付いたしません。
- また、キャンセルは分かり次第、速やかに行うよう御協力ください。

【バスの予約がない場合】

- ⑥ 予約のないバスは、「2の実施期間・実施時間」において駐車場に入場できません。
※ 駐車場での乗降もできません。
※ 他の京都市内のバス駐車場は【別紙2】を御参照ください。

【徹底をお願いします】

周辺道路での客待ち等のための路上駐車は大変迷惑となりますので絶対にしないでください。

3 問合せ先

(1) 駐車場の運用方法に関する問合せ先

指定管理者：京都市駐車場管理コンソーシアム 代表（一財）京都市都市整備公社

担 当：事業第一課 駐車場担当（TEL：075-361-7431）

営業時間：8:30～17:15

※ 時間外の問合せは清水坂観光駐車場（TEL：075-561-4601）に御連絡ください。

(2) 完全予約制の実施に関する問合せ先

駐車場所管課：京都市建設局自転車政策推進室

担 当：基盤整備担当（TEL：075-222-3565）

問合せ時間：8:45～17:30

(3) 予約全般に関する問合せ先

指定管理者：京都市駐車場管理コンソーシアム 代表（一財）京都市都市整備公社

担 当：事業第一課 駐車場担当（TEL：075-361-7431）

営業時間：8:30～17:15

※ 時間外の問合せは清水坂観光駐車場（TEL：075-561-4601）に御連絡ください。

修学旅行等であることの証明書

別紙1

利 用 日 ・ 利 用 時 間	年 月 日 時 分 ~ 時 分
活 動 の 種 類	<p><学校></p> <p>※全体又は学年を単位として実施されるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 修学旅行</p> <p><input type="checkbox"/> その他学校行事 ()</p> <p><保育所等の施設></p> <p>※施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとに実施されるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 行事 ()</p>
駐 車 場 の 名 称	京都市清水坂観光駐車場
優 先 予 約 バ ス の 台 数	台 (バス複数台予約された方)
備 考	

上記
する修
参加す

Sample

主催
児が

年 月 日

所 在 地

学 校 名
又 是 設
名

学校等の種類

学 校 長
名
又 是 設
長
名

【学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）】
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校

【児童福祉法第39条に規定する保育所】
市営保育所、民間保育園、保育所型認定こども園

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園】
幼保連携型認定こども園

【児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設】
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

本証明書は、優先予約時に添付及び駐車場に提出してください。

観光バスの運転手の皆様へ

- 1 路上駐車は違法です。
路上駐車して待機等をしないでください。
- 2 目的の駐車場が満車の場合は、**近隣の駐車場を適切に利用してください。**

旅行事業者・ガイドの皆様へ

- 1 観光バス駐車場を事前に予約してからバス事業者に発注する等、**観光バスも含めて計画的に旅程計画を管理してください。**
- 2 道路等でツアー客を長時間待たせないよう工夫してください。

観光バスの路上駐車は、近隣の方々の迷惑・交通の妨げとなり、**警察による取り締まりの対象**となります。

京都市民からも様々な御意見等をいただきしておりますので、道路に路上駐車せず、駐車場をご利用ください。



令和7年度
京都市観光バス路上混雑
対策ネットワーク会議

